

航空法等の一部を改正する法律案要綱

第一 航空法の一部改正

一 航空の脱炭素化の推進

1 目的の改正

航空法の目的として、航空の脱炭素化を推進するための措置を講ずることを追加するものとするこ
と。

(第一条関係)

2 航空脱炭素化推進基本方針

国土交通大臣は、航空の脱炭素化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方
針（以下「航空脱炭素化推進基本方針」という。）を定めるものとする。

(第三百三十一条の二の七関係)

3 航空運送事業脱炭素化推進計画

(1) 本邦航空運送事業者は、単独で又は共同で、航空運送事業の脱炭素化の推進を図るための計画（
以下「航空運送事業脱炭素化推進計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請するこ

とができるものとする。

(2) 国土交通大臣は、航空運送事業脱炭素化推進計画が航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること等の基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(3) (2)の認定を受けた本邦航空運送事業者（以下「認定航空運送事業者」という。）は、当該認定に係る航空運送事業脱炭素化推進計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならないものとする。

（第三百三十一条の二の八関係）

4 事業計画の変更の特例

認定航空運送事業者が3の(2)の認定（3の(3)の変更の認定を含む。）を受けた航空運送事業脱炭素化推進計画（以下「認定航空運送事業脱炭素化推進計画」という。）に従って措置等を実施するため、航空法第百九条第一項の認可を受けなければならない場合等には、当該計画の認定を受けたときに、認可を受けたもの等とみなすものとする。

（第三百三十一条の二の九関係）

5 空港脱炭素化推進協議会に対する協議の求め

認定航空運送事業者は、第二の一の4の空港脱炭素化推進協議会（当該認定航空運送事業者を構成

員とするものに限る。) に対し、認定航空運送事業脱炭素化推進計画の円滑かつ確実な実施のために必要な協議を行うことを求めることができるものとする。こと。
(第百三十一条の二の十関係)

6 指導及び助言

国は、認定航空運送事業者に対し、認定航空運送事業脱炭素化推進計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。こと。
(第百三十一条の二の十一関係)

7 認定の取消し

国土交通大臣は、認定航空運送事業脱炭素化推進計画が3の(2)の基準に該当しなくなったと認めるとき等は、その認定を取り消すことができるものとする。こと。
(第百三十一条の二の十二関係)

8 関係者の協力

国土交通大臣及び航空運送事業を経営する者、空港等の設置者その他の関係者は、航空の脱炭素化に関し相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。こと。
(第百三十一条の二の十三関係)

二 令和五年三月三十一日までの間における航空運送事業基盤強化方針等の特例

1 航空運送事業基盤強化方針の記載事項の変更

国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針に令和三年度の料金減免の内容等に関する事項を定めた場合において、令和五年三月三十一日までの間に料金減免を行うときは、当該事項を令和三年度及び令和四年度の料金減免の内容等に関する事項に変更するものとする。

(附則第五条第二項関係)

2 航空運送事業基盤強化計画の記載事項の特例

1 の場合においては、航空運送事業基盤強化計画に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため必要とされる設備投資に関する事項についても記載するものとする。

(附則第五条第三項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 空港法の一部改正

一 空港の脱炭素化の推進

1 目的の改正

空港法の目的として、空港の脱炭素化を推進するための措置を講ずることを追加するものとするこ
と。
(第一条関係)

2 国土交通大臣である空港管理者による空港脱炭素化推進計画の作成等

(1) 国土交通大臣である空港管理者は、その管理する空港の脱炭素化の推進を図るための計画（以下
「空港脱炭素化推進計画」という。）を作成することができるものとする。

(2) 国土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画に空港の脱炭素化のための事業（以下
「空港脱炭素化推進事業」という。）等に関する事項を記載しようとするときは、当該事業の実施
主体として定めようとする者の同意を得なければならないものとする。

(3) 空港脱炭素化推進計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画
に適合したものでなければならぬものとする。
(第二十四条関係)

3 国土交通大臣以外の空港管理者による空港脱炭素化推進計画の作成等及び認定

(1) 空港管理者（国土交通大臣を除く。(2)及び(4)において同じ。）は、空港脱炭素化推進計画を作成
して、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする。

(2) 2の(2)及び(3)の規定は、空港管理者が空港脱炭素化推進計画を作成する場合について準用するものとする。

(3) 国土交通大臣は、(1)の認定の申請があつた場合において、空港脱炭素化推進計画が航空脱炭素化推進基本方針等に適合するものであること等の基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(4) (3)の認定を受けた空港管理者（以下「認定空港管理者」という。）は、当該認定に係る空港脱炭素化推進計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならないものとする。

（第二十五条関係）

4 空港脱炭素化推進協議会

(1) 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化推進計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行うための協議会（以下「空港脱炭素化推進協議会」という。）を組織することができるものとする。

(2) (1)の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織する空港管理者は、空港脱炭素化推進協議会にお

いて協議を行うときは、あらかじめ、指定空港機能施設事業者等であつて空港脱炭素化推進協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならないものとし、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならないものとする。

(3) 指定空港機能施設事業者及び認定航空運送事業者は、空港脱炭素化推進協議会が組織されていない場合にあつては、空港管理者に対して、空港脱炭素化推進協議会を組織するよう要請することができるものとする。

(4) 指定空港機能施設事業者等であつて空港脱炭素化推進協議会の構成員でないものは、空港脱炭素化推進協議会を組織する空港管理者に対して、自己を空港脱炭素化推進協議会の構成員として加えるよう申し出ることができるものとし、当該申出を受けた空港管理者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないものとする。

(5) 空港脱炭素化推進協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関等に対し、資料の提供等の必要な協力を求めることができるものとする。

(6) 空港脱炭素化推進協議会において協議が調った事項については、空港脱炭素化推進協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないものとする。こと。
(第二十六条関係)

5 航空法の特例

認定空港管理者が3の(3)の認定(3の(4)の変更の認定を含む。)を受けた空港脱炭素化推進計画(以下「認定空港脱炭素化推進計画」という。)に従って空港脱炭素化推進事業を実施するため航空法第四十三条第一項の許可を受けなければならない場合には、当該計画の認定を受けたときに、許可を受けたものとみなすものとする。こと。
(第二十七条関係)

6 国有財産法の特例

国は、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、空港脱炭素化推進事業の用に供するため、行政財産を空港脱炭素化推進計画(国土交通大臣が作成したものに限る。)又は認定空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に貸し付けることができるものとし、当該貸付けの期間は、三十年以内とするものとする。こと。
(第二十八条関係)

7 指導及び助言

国は、認定空港管理者又は認定空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に対し、当該認定空港脱炭素化推進計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(第二十九条関係)

8 認定の取消し

国土交通大臣は、認定空港脱炭素化推進計画が3の(3)の基準に該当しなくなったと認めるとき等は、その認定を取り消すことができるものとする。

(第三十条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 その他関係法律の一部改正

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律について、所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置等を定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 この法律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第四条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第五条から第七条まで関係)